

指定介護老人福祉施設運営規程

社会福祉法人 端午会
介護老人福祉施設 ところの苑

社会福祉法人端午会指定介護老人福祉施設運営規程

（事業の目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人端午会が開設する指定介護老人福祉施設「ところの苑」（以下「施設」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従事者が要介護状態にある入所者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 従事者は、利用者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 1 名称 ところの苑
- 2 所在地 埼玉県所沢市久米 1538-2
- 3 定員 70名

（施設の職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、施設の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名（非常勤）
医師は、利用者の健康状態に注意するとともに、健康保持のため適切な措置を取る。
- 三 生活相談員 2名以上
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- 四 看護職員 3名以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、健康衛生上の指導や看護を行う。
- 五 介護職員 34名以上
介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

六 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、給食の献立作成、利用者の栄養指導、委託調理員の指導等を行う。

七 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

八 調理員

運営委託とする。委託調理員は、献立に基づき、給食の調理及び配膳を行う。

九 事務職員 3名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

十 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

十一 歯科衛生士 1名（非常勤）

利用者の口腔ケア全般のサービス提供や指導を行う。

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

（指定介護老人福祉施設サービスの内容）

第5条 指定介護福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

一 入所の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、且つ居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。

二 入居者の重度化等に伴い医療ニーズが益々増加することから、24時間連絡体制（夜間オンコール）を敷くこととする。

三 入居者の重度化等に伴い、医師の判断により看取り介護の状態となった時に、看護職員を中心に各職種連携して対応するべく「看取り介護の指針」を作成して体制を整備し、教育を実施し、家族にも24時間の連絡可能体制の協力を頂き、希望によっては、家族がご本人と最後に過ごせる個室の提供が出来るよう対応 整備するものである。

四 管理栄養士を中心に多職種が共同で、入居者に適切な栄養ケアを効率的に提供できるよう栄養ケア・マネジメントを行う体制を整備する。又それに関する手順をあらかじめ定める。（栄養スクリーニング・栄養アセスメント・栄養ケア計画・モニタリング・評価等）

五 入居者の高齢化、重度化により、経口で食事が摂取できるものの摂食機能障害を、有し、誤嚥が認められる方々に対し、多職種協働により摂食・嚥下機能に 配慮した経口による摂食維持を計るものである。

六 口腔衛生の管理については、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の助言及び指導を受け、適切なケアを実施する。

2 サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

一 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。

- 二 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

四 利用者や他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

五 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。

六 利用者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。

七 栄養、利用者の身体状況、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

八 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保険医療サービス提供者と連携し、必要な援助を行う。

3 介護保険関連等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進

- 一 利用者の科学的介護情報システム（LIFE）に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用する。

（施設サービス計画の作成）

第6条 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2 施設サービス計画書の作成にあたっては、終末期の利用者の意思を尊重した医療・ケアが実施できるよう多職種が連携し、利用者及び家族と情報共有等に努めることとする。

3 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、利用者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

（会議・委員会）

第7条 管理者は施設の円滑な運営を図り、利用者により良い生活の質の向上のためのサービスの提供がなされるよう次の会議・委員会等を設置する。

1 会議

- 一 経営会議
- 二 運営会議（生活課・地域課）
- 三 入所判定・決定会議
- 四 ケアプラン会議

2 委員会

- 五 衛生管理委員会
- 六 感染症対策委員会
- 七 ケア向上・排泄委員会
- 八 サービス向上委員会

- 九 事故・身体拘束・虐待防止委員会
- 十 給食・摂食嚥下サポート委員会
- 十一 労働・安全衛生管理委員会
- 十二 防災委員会
- 十三 褥瘡予防委員会
- 十四 第三者委員会

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、法律の定める割合の額及び、次の自己負担額とする。

2 その他の費用として、次の各行に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 居住費 個室 1日あたり 2,200円

二 食費 1日あたり 1,750円

ただし、「介護保険負担限度額認定証（以下、認定証という）の提示がある場合は、認定証に記載された負担限度額とする。」

三 行政手続き代行費用 実費

四 行事参加費用、その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

五 特別な食事の提供費 実費

六 理美容代 実費

七 預り金管理手数料 2,000円/月

八 日常生活費 100円/1日あたり（おしぼり・バスタオル等）

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けものとする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

二 火気の取り扱いに注意すること。

三 けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。

四 その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時における対応方法)

第10条 サービス提供時に病状が急変した場合等必要な場合は速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うこととする。

(苦情解決)

第11条 施設の設備またはサービスに関する利用者の苦情等に迅速に対応する為、苦情解決窓口を設けるものとする。

(非常災害対策)

第12条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を、地域住民の参加も得ながら行なうものとする。

(感染症対策)

第13条 施設は、感染症の防止対策及び発生時の対応マニュアルの整備、職員研修、シミュレーション等を行い、感染症発生防止、感染症拡大防止に努めることとする。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(身体拘束の制限)

第15条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(虐待発生の防止)

第16条 事業所は、利用者の尊厳の保持・人格尊重を重視し、虐待の未然防止の取り組み、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応を行うこととする。次の各号に掲げる取り組みを行う。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

五 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報保護)

第17条 施設は、利用者及びその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(業務継続計画)

第18条 施設は、感染症や災害が発生した場合でも必要なサービスが提供できる

よう、業務継続計画の策定、研修の実施、シミュレーションを行うこととする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 施設は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後2ヶ月以内

二 継続研修 年2回以上

2 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める他、運営上に必要な事項は、社会福祉法人理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

5 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについては、身体的拘束等の適正化のための指針に基づいて行うものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成17年10月1日 一部改正

平成20年 8月1日 一部改正

平成22年10月1日 一部改正

平成25年 5月1日 一部改正

平成27年 4月1日 一部改正

平成27年 8月1日 一部改正

平成28年 4月1日 一部改正

平成29年 4月1日 一部改正

平成31年 4月1日 一部改正

令和 2年 4月1日 一部改正

令和 5年10月28日 一部改正